

幼保連携型認定こども園 多聞台こども園

1 施設等の概要

- 施設の種別 幼保連携型認定こども園
- 運営法人の名称 社会福祉法人 三愛会
- 施設の名称 幼保連携型認定こども園 多聞台こども園
- 施設の所在地 神戸市垂水区多聞台3丁目9-13
JR 舞子駅, 地下鉄学園都市駅よりバス
54系統「公団住宅前」下車 徒歩1分
- 施設の電話番号、FAX番号 TEL : 078-781-2286 FAX : 078-781-2305
- 施設の管理者の職名及び氏名 園長 三倉 めぐみ
- 認可年月日 平成29年4月1日

2 教育・保育等の内容、施設の詳細

- 施設の開所時間 午前7時～午後7時
- 施設の利用定員 1号 9人、2号 62人、3号 38人
- 学級数 6クラス
- 運営の方針

子どもは「生活」や「あそび」を通して基本的な生活の習慣・人との関係・社会性・探求心・創造力などを身につけていきます。職員全員が子どもたち一人ひとりに愛情を持って大切に教育・保育をしていきます。

【教育・保育目標】

- 心身ともに健康で素直な子ども
- 友だちと仲良く遊ぶ子ども
- 考える子、やりぬく子ども
- 人や物との関わりを喜ぶ子ども
- 年齢に応じたよい習慣を身につける

〔0歳児〕

～ 信頼関係を育むことで対人関係の第一歩を踏む ～

- 甘えをしっかりと受け止めます。
- 心地よい気持ちに。個人差を十分に理解し、対応します。
- 安心できる時間をつくります。一人一人と目と目を合わせ、穏やかな関わりの中で、一人一人に合った状態でミルクを飲ませてあげ、無理なく離乳食へと移行していきます。

〔1歳児〕

ひとり立ちへの出発期

～ 自分の力で歩き出します ～

- ・一人一人、ありのままを受け入れます。
- ・食事は無理強いせず、楽しさを感じられるように関わっていきます。
- ・友だちや周囲の人への興味や関心が高まります。
- ・行動範囲が広がり、好奇心にあふれ探索行動が増え、子どものやる気を援助し、子どもの意欲を応援していきます。

〔2歳児〕

自我が芽生える時期

～ 自分で出来たという達成感が自信と意欲に繋がります ～

- ・しようとする気持ちを大切に、そっと見守り、できたことを一緒に喜びます。
- ・自我が芽生えてくる時期なので、両者の欲求を受けとめ遊びの仲立ちをしながら関わり方を知らせていきます。
- ・行動範囲も広がり、探求活動が盛んになる時期なので、安全への配慮を十分に行い、活動を制限しないような環境づくりを心がけます。

〔3歳児〕

自我の確立期

～ セルフコントロールで世界が広がります ～

- ・友だちの気持ちに気付けるようにしていきます。
- ・体を動かすことを楽しみます。
戸外で十分に体を動かし、様々な遊具や用具などを使い楽しむことで、運動能力を伸ばします。
- ・運動能力の発達に伴い、基本的な生活習慣がある程度自立することにより、子どもの主体性を育てます。
- ・身近な環境に興味をもち、関わることで生活を広げていきます。また、身近なものに直接触れたり扱ったりして、感動する経験が広がるように心がけます。
- ・安心して話せる関係をつくります。
ことばも少なく表現する力も十分ではないが、気持ちは持っています。
その気持ちを満たせるように、安心して話せる保育者との関係づくりを心がけていきます。

〔4歳児〕

基本的な人格の形成期

～ 想像力の広がり、多様な人間関係の中で心が育ちます ～

- ・年上、年下の友だちと接する機会を大切にし、普段の生活の中でも地域のお年寄りや身近な人々とふれ合う機会を多く持つようにしていきます。

- ・自己表現へのステップ

集団の中で自分をなかなか表現できない姿には、その子なりの参加の姿を受け止めながら、徐々に自己表現をしていけるように引き出していきます。

- ・友だちとのけんかを経験しながら、相手の立場を理解できるようになり、子どもの心の動きを十分に察知して受け止め、ルールがあることで生まれる集団生活の楽しさや他人を気遣う感受性を育てていきます。
- ・「共同のもの」を大切に作る気持ちを育てます。
- ・想像力が広がるよう、また、友だちとイメージを共有しながら遊びに没頭できるよう配慮します。

〔5歳児〕

社会的な人格の形成期

～ 思考力、自主性、運動能力が高まり、基本的な生活習慣が確立します ～

- ・生き物や自然物にふれたり、野菜を育て収穫する経験から、命あるものを大切にすることを学びます。
- ・友達同士で簡単な決まりをつくり、遊びを発展させます。
- ・自分の意見を主張するが、相手の意見も受け入れられる気持ちを育てます。
- ・食事の仕方を身につけていきます。
食材にふれて、危険が伴う道具の正しい使い方等を知り、料理を手伝うことも行い、生活に必要な能力を育てていきます。
- ・人の立場に立って考え行動し、迷惑をかけないようにする心を育てます。
- ・共同の遊具・用具を譲り合って使えるようにします。
- ・人のことを考えながら行動し、決まりある活動を体験します。
- ・場所や時間の制限に気づくよう遊びに工夫し、興味・関心を持たせます。
- ・自ら目標を持って行動し、達成感を味わい、自信につなげていきます。

- ・教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

- ・延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

- ・食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

1号認定子どもについては昼食を、2・3号認定子どもについては昼食及び午後の

おやつを提供します。(乳児についてはこれに加え午前中に1回提供する場合あり)

• 預かり保育

1号認定子どもは、教育のための時間終了後、在籍している子どものうち希望者に対し、預かり保育を行います。

• その他保育に係る行事等

4月	入園式
5月	親子のつどい ざりがに祭り
6月	保育参加
7月	七夕集会 保育参加 プール開き
8月	夏まつり プール終了
10月	運動会 いもほり ハロウィンパーティー
11月	秋の遠足 焼き芋 保育参加
12月	クリスマス会
1月	お餅つき
2月	節分集会 生活発表会
3月	ひな祭り会 お別れ遠足 お別れ会 修了式
毎週	体育あそび(金曜日)
毎月	誕生会 避難訓練 発達計測 英語あそび(※月2回)

• 教育・保育を提供する日

(1号認定子ども)

月曜日から金曜日まで。

ただし以下の日は休園日とし、特定教育・保育を提供しないものとします。

- ・土・日曜日
- ・祝祭日
- ・学年始休業 (4月1日～4月3日)
- ・夏期休業 (8月12日～8月16日)
- ・冬期休業 (12月29日～1月3日)
- ・学年末休業 (3月26日～3月31日)

(2・3号認定子ども)

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始(12/29～1/3)、祝祭日を除く。

また、3月31日は新年度準備日のため家庭保育をして頂きますよう、ご協力をお願いします。(31日が日曜日の場合は30日)

・教育・保育を提供する時間

(1号認定子ども)

原則、9時00分から14時00分

(2・3号認定子ども)

保育標準時間認定

7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
保育短時間認定

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

・子育て支援事業

園庭開放(週3日)の実施や地域との交流会、また児童館を併設しているので、
そちらでもさまざまな子育て支援を行っています。

・居室面積、園舎面積、園庭面積等

敷地 敷地面積 1557.71m²

建物 鉄骨造3階建て

延床面積 926.25m²

(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・調理室等)

園庭 園庭面積 540.00m²

3 利用料等

・利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。

・その他の費用

延長保育料・預かり保育料について、別表のとおり徴収を行います。

・支払方法

口座振替払い

4 利用者に対する保険

東京海上日動火災保険	普通傷害	死亡/後遺症障害	¥10,000,000
	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) (対物)	¥100,000,000/1名 ¥700,000,000/1事故 ¥2,000,000/1事故

上記とは別に、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
日本スポーツ振興センター掛金	日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る費用	年額 240 円
2号認定子どもに係る主食費	2号認定子どもに係る食事の提供費用	月額 1,500 円
1号認定子どもに係る給食費	1号認定子どもに係る食事の提供費用	月額 3,600 円
用品代(帽子、ゴム印等)	初年度のみ	約 1,300 円
行事費※	園外保育、バス遠足、いもほりほか	バス代等
アルバム積立金	年長児のみ	約 6,000 円

※行事費については、各クラス学年の行事内容によって費用金額が変わります。

注：内容や価格は、変更する場合があります。

消耗品、追加購入品等については、その分の費用が必要です。

2 預かり保育に係る利用者負担（1号認定児で希望者のみ）

- ・平日の教育時間前後
月額 7,000円
日額 800円
- ・土曜日、休園日 等
9:00～14:00 日額 1,000円
上記前後 日額 800円

3 延長保育に係る利用者負担（希望者のみ）

- ・保育標準時間内延長
各階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額
- ・保育標準時間外延長
30分延長 月額 2,500円
1時間延長 月額 4,500円

※ただし、神戸市の定める額を上限とする。